第７章　景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

第７章　景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

１．景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素です。道路等の公共施設と周辺の建築物等による街並みデザインが一体的に調和することにより、地域の景観を効果的に高めることが可能になります。

このため、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に位置づけて、公共施設管理者等と連携を図りながら、良好な景観の形成に向けた整備に取組むことを検討します。

下記の景観重要公共施設の整備を行う際には、福島県公共事業景観形成指針による基本的な考え方を活かすとともに、本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。

■道路

道路は、都市活動を支える交通軸としての面だけでなく、緑地帯や沿道の土地利用を含めて線的なオープンスペースとして位置づけ、快適な走行性を確保しつつ、自然地形や土地利用等の周辺環境に配慮した景観づくりを行います。

特に奥州街道は、白河らしい景観づくりの観点から、歴史的な街並みとの調和に配慮した景観形成について検討を行っていきます。

◎景観重要公共施設として検討する道路

- 奥州街道（市道奥州街道線・国道 294 号）
- リングロード（都市計画道路白河駅棚倉線・都市計画道路白河駅八竜神線）
- ミニリングロード（都市計画道路白河駅白坂線、都市計画道路西郷搦目線、
  都市計画道路白河中央線）
- 歩行系街路（都市計画道路谷津田川せせらぎ通り、都市計画道路新蔵通り、
  都市計画道路乙姫桜プロムナード、都市計画道路老舗通り、
  都市計画道路友月山プロムナード、都市計画道路一番町大工町線）

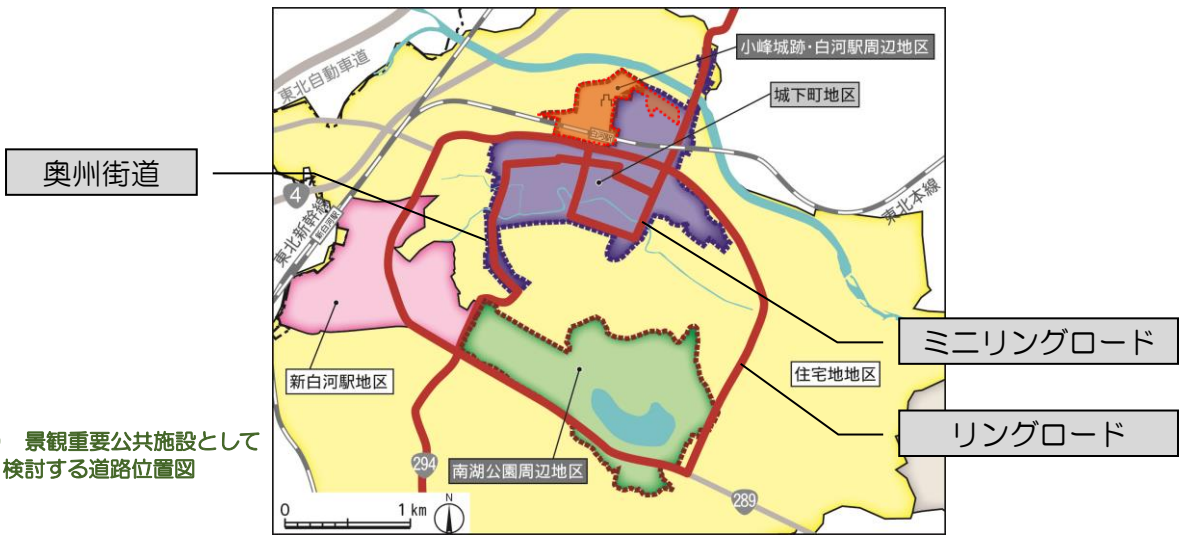

図　２９　景観重要公共施設として検討する道路位置図

◎整備の方針として検討する内容

【奥州街道】

- 江戸時代から続き、今も同じカギ型の形を残す奥州街道は、歴史と文化を伝える白河市の目抜き通りとして旧街道の面影を残す街並みを活かすため、現道を基本とした整備を進め、安全な歩行空間を確保しながら、白河らしさの感じられる景観形成を行います。

【リングロード】

- 白河市における交流の回転軸であり、都市機能、歴史、文化、商業、地域コミュニティをつなぐ道路として沿道特性に応じた質の高い景観形成を行います。

【ミニリングロード】

- 小峰城跡三重櫓や那須連峰への良好な眺望景観が得られる場合は、道路附属物や街路樹等が景観阻害要因とならないように配置・形態等を工夫します。
- 特に、都市計画道路白河駅白坂線は、小峰城跡三重櫓への重要な視点場であり、眺望景観を阻害しないよう沿道建物の高さや形態等を誘導していきます。

【共通】

- 現況で景観阻害要因となっている要素については、補修・改修時に徐々に除去または改善します。
- 歩行者の安全性や快適性に配慮しつつ、地域が有する景観特性との調和を重視した構造・仕上げとします。
- 城下町の風情が漂う地区等の沿道特性に応じ、質の高い景観を形成する必要がある場合には無電柱化を進めます。
- 案内板や標識、道路附属物等については、「白河市・西郷村サイン統一計画」に基づき景観に配慮した整備を行います。
- 沿道の広告・看板類等の規制・誘導により、沿道特性と調和した景観形成を図ります。

◎奥州街道
　江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋を起点として千住から陸奥白川（福島県白河市）へと至る街道。白河市の中心市街地には今でもカギ型の道路形状が残っており、昔の街並みを実感することができます。

◎リングロード及びミニリングロード
　これからの白河市の都市づくりの指針である『白河市都市計画マスタープラン』（平成 21 年３月策定）において、歴史的な都市空間が体験でき、都市機能の役割分担や市民の生活・文化のつながりを確認・発見する輪として位置づけられています。
★リングロードは、白河市における交流の回転軸として市民同士や市民と来訪者をつなげる輪であり、都市機能、歴史、文化、商業、地域コミュニティなどの様々な交流の局面で機能を発揮します。
★ミニリングロードは、白河駅を起点とする歴史的な街並み探訪の玄関口であり、小峰城跡三重櫓への視点場ともなっています。

■河川

河川に広がる豊かな自然については、景観的な視点に加えて、そこに息づく生態系を守ることからも積極的に保全し、河川緑地の保全や親水化を進めながら、市民や来訪者の憩いの場として四季折々に楽しむことができる景観づくりを検討します。

◎景観重要公共施設として検討する河川

・阿武隈川　　・社川　　・隈戸川　　・谷津田川

◎整備の方針として検討する内容

- 美しいオアシス空間を形成するため、市民の安全に配慮しながら親水性の高い空間づくりを行うとともに、河川並木や親水護岸の整備、水質浄化等を促進し、潤いある水の景観づくりを行います。
- 周辺地域からの見え方や河川敷等から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を行います。
- 治水上の安全性等を適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を用い、自然環境に近い河川景観の形成を行います。
- 案内板や標識等を設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和に努めます。

■公園

公園は、市民や来訪者の憩いの場として、周辺環境と調和した潤いのある景観づくりを検討していきます。

◎景観重要公共施設として検討する公園

・南湖公園　・南湖森林公園　・城山公園　・白河関の森公園
・白河総合運動公園　・大信総合運動公園　・しらさかの森スポーツ公園
・表郷総合運動公園　・東風の台運動公園　・聖ケ岩ふるさとの森　・鶴子山公園
・高山北公園　・双石公園　・高山西公園　・友月山児童公園
・羅漢山公園　・稲荷山公園　・一里段公園　・いこいの河畔公園
・白河駅前東公園　・こみね・あぶくま公園　・かしま・あぶくま公園
・葉ノ木平震災復興記念公園

◎整備の方針として検討する内容

- 南湖公園、南湖森林公園、城山公園、白河関の森公園については、景観計画重点区域に含まれることから、それぞれの区域における景観形成基準を遵守します。
- 公園内に施設・工作物を設ける場合は、背景となる山並み等への眺望景観を妨げないよう配置・形態等に配慮します。
- 遊具等の公園施設を整備する場合は、形態、色彩、素材等を工夫し、周辺景観との調和に努めます。

２．占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において工作物等の占用許可を行う場合は、下記の事項に配慮するよう検討していきます。

- 公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、上下水道管その他占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合する形態意匠とします。また、占用物件の配置は、主要な視点場からの眺望や景観の連続性等に配慮することとします。
- 歩行者系標識（サイン）等については、『白河市・西郷村サイン統一計画』に基づいて設置するほか、地域の景観特性に応じて統一されたデザインとします。工作物の支持柱は、マンセル値 5YR2/1 または近似色とします。
- 具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。